

ひまわり特別支援学校PTA会則

第1章 名称及び事務局

第1条 1. 本会は、ひまわり特別支援学校PTAと称し、事務局を同校に置く。

第2章 目的及び事業

第2条 1. 本会は、家庭・学校・社会の協力を密にし、特別支援教育の理解を深め、教育環境を整備し、もって児童生徒の福祉の増進を図ることと併せ、会員相互の親睦と教養の向上を図ることを目的とする。

第3条 1. 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 特別支援教育発展向上のための活動
- (2) 児童・生徒の福祉の増進に関すること
- (3) 会員相互の親睦と教養向上に関すること
- (4) 各関係団体との連絡協調に関すること
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な活動

第3章 会 員

第4条 1. 本会は、本校に在籍する児童・生徒の保護者及び本校に勤務する教職員を会員とする。

2. 会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第4条細則

1. 会員の個人情報の取扱いについて

本会がPTA活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については「個人情報取扱規定」に定め適正に運用するものとする。

付則

本細則は、平成30年5月11日制定・施行

第4章 会 計

第5条 1. 本会の経費は、月額500円とする。但し、事情により会費を減免することができる。

第6条 1. 本会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行う。
2. 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。
3. 本会会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7条 1. 本会は、次の帳簿を整える。

- (1) 会費徴収簿
- (2) 現金出納簿
- (3) 支払決済伺書
- (4) 予算差引簿
- (5) 備品出納簿

第5章 役 員

第8条 1. 本会の役員は、次の通りとする。

- (1) 会 長 1名 [保護者]
- (2) 副会長 6名 [保護者 4名 教頭 2名]
(※令和6年度から肢体より3名、知的より1名)
- (3) 幹 事 5名 [保護者 3名 教職員 2名]
(※令和6年度から肢体より2名、知的より1名)
- (4) 監 事 3名 [保護者 2名 教職員 1名]
- (5) 参 与 1名 [学校長]

第6章 役員の選出及び任務

第9条 1. 会長・副会長及び幹事は、会員の中より選出され、総会の承認を得て決定する。
2. 監事は会員より選出する。
3. 執行部とは、教職員を除いた会長・副会長及び幹事によって構成される。

第9条細則

1 執行部選出方針

- (1) 前年度の執行部も全員が一般のPTA会員の立場に戻り、次年度も引き続き会長・副会長及び幹事として活動する意向のあるものは、立候補とみなす。
- (2) 会員からの立候補者は、2学期に配布される調査用紙にて現執行部に申し出るものとする。
- (3) 立候補によって執行部が選出できない場合は、年度末の保護者会時に選出の場を設けて選出する。
- (4) 知的障害教育部門の会員が不在など定員に満たない場合は、4月の保護者会で検討する。

付則

本細則は、令和3年1月27日 制定・施行

本細則は、令和4年5月25日 改正施行

- 第10条
1. 役員の任期は1年、在任は2年までとし、本人希望による再任は妨げない。役員の兼任は、これを認めない。
 2. 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 第11条
1. 役員の任務は、次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表して会務を掌り、運営委員会を招集してその議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長の事故ある場合はその代理を務める。
- (3) 幹事は、庶務・会計に従事する。
- (4) 監事は、この会の経理を監査し、結果を総会に報告する。
- (5) 執行部は、総務部・広報部の行っていた任務を統括し、会員と共に活動する。

総務部の行っていた任務

- ア 研修会、講演会に関する事
- イ ベルマークの収集・整理・発送
- ウ 生徒の進路に関する研究

広報部の行っていた任務

- ア PTA広報紙（カレンダー）の企画・発行
- イ 広報活動を通して会員意識の向上に努める

ウ 広報活動を通して地域に対して本校の理解啓発活動に努める

(6) 参与は、すべての会議に出席して意見を述べることができる。

- 第12条 1. 本会は顧問を置くことができる。
2. 顧問は前会長とし、運営委員会に諮り会長が委嘱し、会長の諮問に応じる。

第7章 会 議

- 第13条 1. 本会の会議は、次の通りとする。
(1) 総会
(2) 運営委員会
(3) 執行部会

第8章 総 会

- 第14条 1. 総会は全会員をもって構成され、本会の最高議決機関である。
2. 総会は、毎年1回年度初めに、会長が招集して開く。但し、運営委員会が必要と認めた場合、または、会員の3分の1以上の要求があった場合には、会長は臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会は、会員の2分の1以上をもって成立する。但し、委任状を含めるものとする。議決は出席者の過半数の同意を必要とする。
4. 総会の議長は、互選による。

- 第15条 1. 総会は、次の事項を審議し決定する。
(1) 役員の選出
(2) 前年度の事業報告及び決算の承認
(3) 新年度の事業計画及び予算の審議
(4) その他必要事項

第9章 運営委員会

- 第16条 1. 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関であって、会長、副会長、幹事、参与によって構成される。

第 17 条 1. 運営委員会の任務は、次の通りとする。

- (1) 総会に提出する議案並びに報告書の作成
- (2) 執行部において立案された事業計画の審議・検討
- (3) 本会則施行に必要な細則並びに規定の制定、改正及び廃止
- (4) その他、本会において委任された事項の処理

第 17 条細則

1. 活動方針

運営委員会が必要と認めたときは、特別委員会を設けて活動を進めることができる。

- (1) 設立と解散は、運営委員会で承認を得る。
- (2) 構成員の中から正副委員長を互選する。
- (3) 運営委員会の承認を得て活動費を使うことができる。
- (4) 運営委員会が必要と認めたときは、運営委員会に活動を報告する。

付則

本細則は、平成 18 年 3 月 7 日 制定

本細則は、平成 18 年 5 月 10 日 施行

本細則は、令和 3 年 1 月 27 日 改正施行

- 第 18 条 1. 運営委員会は、4・7・9・11・2 月に開くことを原則とし、その日は会長がさだめる。
2. 運営委員会は、委員の 2 分の 1 以上をもって成立とし、議決は出席者の過半数とする。
3. 会長、または委員の 3 分の 1 以上が必要と認めたときは、臨時運営委員会を開くことができる。

第 10 章 細則及び規程

- 第 19 条 1. この会の運営についての必要な事項は細則及び規程で定める。
2. 細則並びに規程の制定、改正及び廃止は、運営委員会において、出席者の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

- 第 20 条 1. 細則並びに規程の制定、改正及び廃止したときは、会員に知らせなければならない。

第 1 1 章 会則の改正

第 21 条 1. 本会の会則は、総会において、出席者の 3 分の 2 以上の賛成により改正することができる。

付則

本会則に含まれていない事項については、総会、運営委員会の承認を得て決定する。

付則

本会則は、昭和 5 8 年 6 月 8 日 施行

本会則は、昭和 6 2 年 5 月 9 日 改正

本会則は、平成 6 年 3 月 8 日 改正施行

本会則は、平成 1 1 年 5 月 1 2 日 改正施行

本会則は、平成 1 3 年 5 月 1 日 改正施行

本会則は、平成 1 4 年 5 月 1 日 改正施行

本会則は、平成 2 3 年 5 月 1 日 改正施行

本会則は、平成 2 4 年 1 2 月 6 日 改正施行

本会則は、平成 3 0 年 5 月 1 1 日 改正施行

本会則は、令和 3 年 1 月 2 7 日 改正施行

本会則は、令和 4 年 5 月 2 5 日 改正施行

本会則は、令和 5 年 5 月 3 1 日 改正施行

ひまわり特別支援学校 PTA 慰労及び慶弔に関する規程

第1条 本校職員の退職又は転任のときの記念品代は、次の通りとする。

(1) 記念品代は、なしとする。

第2条 本校PTAの慶弔及び見舞は、次の通りとする。

(1) 慶の場合は、なしとする。

(2) 弔の場合

ア 会 員 5 0 0 0 円と花輪又は生花

イ 本校在学中の児童・生徒 5 0 0 0 円と花輪又は生花

(3) 見舞の場合は、なしとする。

第3条 第1条、第2条にかかわらず、特別な事情で会長、副会長、幹事が協議の上必要と認めた場合、別途処理することができる。

第4条 第1条、第2条及び第3条にて処理した場合、運営委員会に報告することとする。

付則

本会則は、昭和58年6月 8日 改正

本会則は、平成22年3月31日 改正施行

ひまわり特別支援学校 PTA 旅費等支給に関する規程

第1条 対外PTA活動の会務に必要な経費として、次の通り費用を支給する。
ただし、交通費に限り校内PTA活動にも支給する。

- (1) 交通費 運営委員会で承認の上、実費で支給する。
- (2) 昼食費 昼食を必要とする場合800円を支給する。
- (3) 宿泊費 運営委員会で協議の上、予算との関係で支給する。
- (4) レスパイト費用
一律で1500円を支給する。
但し、施設利用の領収書の提出がある場合は、上限を3000円として支給する。
*保育・療育が設けられていない場合に適用するものとする。
- (5) 通信費 一律で以下の通り支給する。
 - ア 会長 10000円
 - イ 副会長 5000円
 - ウ 幹事 5000円

第2条 特別の事情がある場合は、会長、副会長、幹事が協議の上処理し、後日運営委員会に報告し承認を得る。

付則

本会則は、昭和58年6月 8日 制定
本会則は、平成22年3月31日 改正施行
本会則は、平成23年5月31日 改正施行
本会則は、令和 5年5月31日 改正施行
本会則は、令和 6年5月29日 改正施行

ひまわり特別支援学校PTA 個人情報取扱規定

(目 的)

第1条 さいたま市立ひまわり特別支援学校PTA（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿及びその他の個人情報の取扱いについて定めるものとする。

(責 務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報の管理者はPTA会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報の取扱者はPTA役員及び特別委員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会が個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合はあらかじめ本人の同意を得る。

(周 知)

第7条 個人情報取扱いについては、総会資料等適切な方法により会員に周知する。

(利 用)

第 8 条 取得した個人情報、次の目的のために利用する。

- (1) P T A活動・行事等の名簿作成、その他文書の作成・配布
- (2) 会費管理、P T A保険管理（事務）

(利用目的による制限)

第 9 条 P T Aはあらかじめ本人の同意を得ないで、第 8 条規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管 理)

第 1 0 条 個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。不要になった個人情報は適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管および持ち出し)

第 1 1 条 個人情報を取り扱う電子機器等についてはセキュリティ管理を厳重に実施し、紙媒体に記載されたものは鍵のかかる場所で厳重に保管する。管理者、取扱者以外の目に触れるところに放置しない等の管理を適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第 1 2 条 1 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合で、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

2 次に掲げる場合において、当該個人情報の提供を受ける者は、前項の規定の適用については第三者に該当しないものとする。

- (1) P T Aが利用目的の達成に必要な範囲において、個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合
- (2) 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合で、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき
- 3 P T A は、前項第2号に規定する、利用する者の利用目的又は個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

第13条 個人情報を第三者（第12条第1号から第4号の場合及び都道府県、区市町村などの行政機関を除く）に提供したときは、事項について記録を作成し保存する。

1. 第三者の氏名
2. 提供する対象者の氏名
3. 提供する情報の項目
4. 対象者の同意を得ている旨

（第三者提供を受ける際の確認等）

第14条 第三者（第12条第1号から第4号の場合及び都道府県、区市町村などの行政機関を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の事項について記録を作成し保存する。

1. 第三者の氏名
2. 第三者が個人情報を取得した経緯
3. 提供を受ける対象者の氏名
4. 提供を受ける情報の項目
5. 対象者の同意を受けている旨

（事業者でない個人から提供を受け取る場合は記録不要）

（情報開示等）

第15条 P T Aは、本人から情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏洩時等の対応)

第16条 個人情報を漏洩等(紛失含む)した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者であるPTA会長に報告しなければならない。

(研 修)

第17条 PTAはPTA役員に対して、定期的に個人情報の取扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第18条 PTAは個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改 定)

第19条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、常任委員会において審議し承認をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第7条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

付則

本会則は、平成30年5月11日 制定・施行

本会則は、令和 6年5月29日 改正施行

PTA 運営組織図に関する規定



